

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【公表番号】特表2011-509553(P2011-509553A)

【公表日】平成23年3月24日(2011.3.24)

【年通号数】公開・登録公報2011-012

【出願番号】特願2010-537861(P2010-537861)

【国際特許分類】

H 04 B 7/10 (2006.01)

H 04 N 7/173 (2011.01)

【F I】

H 04 B 7/10 A

H 04 N 7/173 6 2 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月12日(2011.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多重経路を用いたストリーミングデータの送信方法であって、

送信可能な経路に関するシークエンシング情報を含む経路リストを管理して維持するステップと、

前記ストリーミングデータをフレーム化するステップと、

前記シークエンシング情報に応じて、前記経路を介して、前記フレーム化されたストリーミングデータを送信するステップと、

を含むことを特徴とするストリーミングデータ送信方法。

【請求項2】

多重経路を用いたストリーミングデータの受信方法であって、

ストリーミングデータフレームを受信して、前記受信したストリーミングデータフレームから前記ストリーミングデータを収集するステップと、

前記収集したストリーミングデータを検証した検証情報を生成し、前記ストリーミングデータの損失の有無を判断するステップと、

前記検証情報を基に前記ストリーミングデータを復元するステップと、

を含むことを特徴とするストリーミングデータ受信方法。

【請求項3】

ストリーミングデータフレームを受信して、前記受信したストリーミングデータフレームから前記ストリーミングデータを収集する前記ステップは、

前記ストリーミングデータフレームに含まれるメタデータ情報から、前記ストリーミングデータを収集することを特徴とする請求項2に記載のストリーミングデータ受信方法。

【請求項4】

前記検証情報を基に前記ストリーミングデータを復元する前記ステップは、

前記判断の結果、前記ストリーミングデータが一部失われており、前記ストリーミングデータがプログレッシブモードである場合、失われたラインデータの隣接ラインデータから、前記失われたラインデータを補間することを特徴とする請求項2に記載のストリーミングデータ受信方法。

【請求項 5】

前記検証情報を基に前記ストリーミングデータを復元する前記ステップは、

前記判断の結果、前記ストリーミングデータが一部失われており、前記ストリーミングデータがインターレースモードである場合、他の経路で受信された前記ストリーミングデータの復号化情報から、失われたラインデータを復元することを特徴とする請求項2に記載のストリーミングデータ受信方法。

【請求項 6】

前記検証情報を基に前記ストリーミングデータを復元する前記ステップは、

前記判断の結果、前記ストリーミングデータがすべて失われた場合、復元された前記ストリーミングデータフレームの加重平均を取って、前記失われたストリーミングデータを復元することを特徴とする請求項2に記載のストリーミングデータ受信方法。

【請求項 7】

多重経路を用いたストリーミングデータの送受信装置であって、

送信可能な経路に関するシークエンシング情報を含む経路リストを管理して維持する経路管理モジュールと、

前記シークエンシング情報を含む前記ストリーミングデータをフレーム化して、選定されたアンテナを介して前記ストリーミングデータを送信するデータ送信モジュールと、

ストリーミングデータフレームに含まれるメタデータ情報から、前記ストリーミングデータを受信するデータ受信モジュールと、

前記ストリーミングデータの正確な受信の有無と前記ストリーミングデータの損失の有無を判断して、検証情報を生成するデータ検証モジュールと、

前記検証情報を基に前記ストリーミングデータを復元する復元モジュールと、

を含むことを特徴とするストリーミングデータ送受信装置。

【請求項 8】

前記経路管理モジュールは、前記経路リスト情報を前記ストリーミングデータフレームのヘッダ部に挿入して、前記アンテナを介して前記ストリーミングデータが送信されるように制御することを特徴とする請求項7に記載のストリーミングデータ送受信装置。

【請求項 9】

前記データ送信モジュールは、

前記ストリーミングデータがプログレッシブモードの場合、前記ストリーミングデータのラインデータを、順序を決めて、前記シークエンシング情報に対応して前記経路を介して送信し、

前記ストリーミングデータがインターレースモードの場合、前記ラインデータを複製して、前記シークエンシング情報に対応して1つ以上の前記経路を介して送信することを特徴とする請求項7に記載のストリーミングデータ送受信装置。